

第25期第36回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年7月10日(金)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 北庁舎3階 共用会議室
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、
洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、
保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 0名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
 - (2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第2号)
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～13号)
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第14・15号)
- 6 報 告
 - (1) 農地法第3条第1項に係る土地使用貸借契約の変更について
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第36回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は0名です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、加藤直正委員と宮部光夫委員をお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和8年6月9日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、洒井利博委員をお願いします。
洒井利博委員	6月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)(2)の畑は、体験農園となっており、30㎡区画が計113区画あり、(3)の畑は、現在トウモロコシ、エダマメ等が作付けされておりました。なお、(3)の畑には、今後、既存の体験農園より小さ

い15㎡区画を20区画分増設するとのことでした。体験農園となる部分以外には、今後もトウモロコシ、エダマメ等を作付けていくとのことでした。

また、(1)(2)の畑と(3)の畑の間にある通路は国有地となっており、将来的に買い戻しの請求を検討しているとのことでした。

なお、今回の申請者としては本件が2件目の10年間の賃貸借契約となります。

販路については、体験農園以外の部分は庭先直売を行っているとのことでした。

境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

榎本 重恭 委員 国有地の部分は現状畑になっているのでしょうか。

酒井 利博 委員 通路として使われており、外部の方は使用しておりません。

尾崎 賀一 会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第2号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。 令和8年6月12日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。 【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	6月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 本件の申請地はこれまで、東側にある申請書の畑に植わっているカキと一体として管理されており、防草シートが敷かれておりました。今後は譲渡人から譲渡された後、カキ畑の一部となるとのことでした。 なお、地図上で破線となっている畑には、次郎柿が100本程度植わっております。 境界については全て確認できました。綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。

	つぎに18ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和8年6月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、洒井利博委員お願いします。
洒井利博委員	6月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑はカキが70本植わっており、ズッキーニ、サトイモ、ダイコン等が作付けされておりました。 販売は、庭先直売、JA直売所、自家消費とのことでした。 境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに20ページです。議案第4号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、相原和彦委員は退席をお願いします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、篠貞夫委員をお願いします。
篠貞夫委員	6月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 この畑では、露地栽培でトウモロコシ、エダマメ、ジャガイモ等が作付けされておりました。 販売につきましては、庭先販売が主で、スーパーや地区祭にも出荷されているとのことでした。 境界につきましては、西側および東側が道路に面しており、北側および南側はそれぞれ住宅の塀に囲まれており、全て確認できました。 綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) ここで相原和彦委員にはお戻りいただきます。 それでは、承認とします。

	つぎに22ページです。議案第5号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、篠貞夫委員は退席をお願いします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、相原和彦委員をお願いします。
相原和彦委員	6月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 まず、(1)～(7)の畑には、トウモロコシ、ピーマン、ナス等が作付けされておりました。また、北側には、イチジク、カキ4本、レモン3本等も植わっておりました。 つぎに、(8)の畑には、センニチコウ、アゲラタム、ヒャクニチソウ等の切り花用の花が作付けされておりました。 なお、地図上ではわかりづらいですが、この畑の東側の道路に接している部分は納税猶予から外れておりました。こちらは、今後セットバックの予定があるとのことで、60cm幅で約28m分が外れているとのことでした。また、地図上の黒丸の付近に稲荷社と井戸があり、この部分も納税猶予から外れているとのことでした。 販売先はJA直売所、学校給食、スーパーとのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) ここで篠貞夫委員にはお戻りいただきます。 それでは、承認とします。 つぎに24ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、相原和彦委員お願いします。
相原和彦委員	6月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの(1)～(4)の畑には、トウモロコシ、ジャガイモ、カボチャ等が作付けされておりました。作付け範囲は、畑の半分ぐらいで、空いているスペースは耕運されて綺麗になっておりました。 秋冬野菜をメインにされているとのことで、その時期には畑が埋まるとのことでした。 販売先は庭先直売、JA直売所とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに26ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	6月19日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)～(3)の畑では、サトイモ、ネギ、ニンジン等が作付けされておりました。(4)～(7)の畑では、ブロッコリー、キュウリ、トマト等が作付けされておりました。 販売先は、庭先直売と自家消費とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。

橋 本 良 子 委 員	(1)～(3)の畑の東側は複雑な形をしておりますが、この境界も確認できたのでしょうか。
保 戸 塚 武 彦 委 員	この部分は物置となっており、境界を確認しております。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに28ページです。議案第8号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、宮部光夫委員は退席をお願いします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、渡邊仁委員をお願いします。
渡 邊 仁 委 員	6月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 地図上で(1)～(6)と書いてある部分が自宅となっており、生産緑地に面しておりました。また、右上の四角い空白となっている部分には鉄塔がありました。

	こちら畑はブドウ畑となっており、シャインマスカットなど7品目が植わっており、とても綺麗に管理されておりました。 販売先は庭先直売、地方発送とのことでした。 境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) ここで宮部光夫委員にはお戻りいただきます。 それでは、承認とします。 つぎに30ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、渡邊仁委員をお願いします。
渡 邊 仁 委 員	6月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの地図上で左下にある空白部分は直売所となっております

た。こちらの畑は、右側の3分の1にビニールハウスが5棟建っており、苗やスイカ、切り花などが作付けされておりました。

また、露地栽培でトウモロコシ、ジャガイモ、ラッカセイ等の野菜や、ラベンダー、ミント、ローズマリー等のハーブも作付けされておりました。

販売先は、庭先直売、JA直売所、市場とのことでした。

境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀 一 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年6月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長 それでは、洒井利博委員をお願いします。

酒 井 利 博 委 員	6月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、露地栽培でキウイフルーツ5本、ブドウ1本、クリ25本等が植わってありました。 販売先は庭先直売に加え、ブルーベリーは摘み取り体験、クリは和菓子屋への出荷も行っているとのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾 崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
	つぎに34ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加 藤 直 正 委 員	6月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
	(1)(2)の畑では、南側にカキが40本、中間にブルーベリーが150

	本、北側にミカンが20本植わっておりました。 販路については、ブルーベリーは摘み取り体験、カキとミカンは自宅近くでの庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。全体に綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに36ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年6月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	6月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)(2)畑には、ビニールハウスが1棟あり、その中では大玉トマト、中玉トマト、ミニトマトが作付けされておりました。 また、ビニールハウスの外には、西側にルッコラ、アカミズナが作

	付けされており、その隣にはレモンが植わってありました。 販路については、近隣のスーパー４か所、ＪＡ直売所１か所、庭先直売２か所で販売しているとのことでした。 境界については全て確認できました。ビニールハウスの内部まで綺麗でよく管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに38ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年６月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	６月24日に、事務局１名と現地調査に行ってきました。 （１）～（４）の畑には、シークワサー、カキ、清見オレンジが植わってありました。

	販売はすべて庭先直売とのことでした。 境界についてはブロック塀で囲われており、全て確認できました。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに40ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年5月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	6月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は西側にブルーベリーが植わっており、東側にあるハウス1棟でサツマイモ等が作付けされておりました。畑の中央では、ネギ、トマト、ナス等が作付けされておりました。 販売先については、ブルーベリーが摘み取り体験、サツマイモが幼稚園や保育園の掘り取り体験、その他の野菜は庭先直売とのことでした。

	した。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに42ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年5月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、田中聖晃委員をお願いします。
田 中 聖 晃 委 員	6月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)の畑では、オレンジ、ナツミカン、ユズなどが植わっており、ズッキーニ、スイスチャード、ルッコラ等が作付けされておりました。(2)の畑の方では、ネギ、トマト、キュウリ等が作付けされておりました。 販売については全て庭先直売とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条第1項に係る土地使用貸借契約の変更について」のご報告です。

令和8年6月4日付けで、農地法第3条第1項に基づく使用貸借契約において、契約期間の変更に関する報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【借受人、貸付人、土地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和8年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第36回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人